

第二十四回国会 参議院 商工委員会 會議録 第十七号

昭和三十一年三月三十日(金曜日)午後二時四分開会

委員の異動

三月二十四日委員川村松助君及び吉田萬次君辞任につき、その補欠として大谷實雄君及び西田隆男君を議長において指名した。

本日委員小野義夫君辞任につき、その補欠として吉田萬次君を議長において指名した。

出席者は左の通り。
委員長 三輪 貞治君
理事 西川 弥平治君
白川 一雄君

委員

上原 正吉君
大谷 實雄君
高橋 衛君
西田 隆男君
深水 六郎君
吉田 萬次君
海野 三朗君
小松 正雄君
上林 忠次君

政府委員

経済企画 齋藤 憲三君
政務次官 川野 芳満君
通商産業大 岩武 照彦君
政務次官 臣官房長
通商産業省 板垣 修君
通商産業省 徳永 久次君
通商産業省 徳永 久次君

事務局側

常任委員 山本友太郎君
会専門員

本日の会議に付した案件

○電源開発促進法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○連合審査会開会の件

○地方自治法第五十六条第六項の規定に基き、繊維製品検査所の出張所の設置に關し承認を求めの件(内閣送付、予備審査)

○機械工業振興臨時措置法案(内閣提出)

○輸出保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○計量法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○日本製鉄株式会社法廃止法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(三輪貞治君) 九だいまから本日の委員会を開きます。

まず委員の異動について申し上げます。二十四日に川村松助君及び吉田萬次君がそれぞれ辞任され、その補欠として大谷實雄君及び西田隆男君がそれぞれ指名されました。さらに本日小野義夫君が辞任され、その補欠として吉田萬次君が指名されました。以上御報告いたします。

○委員長(三輪貞治君) 次に電源開発促進法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず政府より提案理由の説明を求めます。

○政府委員(齋藤憲三君) 九だいま議題となりました電源開発促進法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

電源開発促進法は、電源開発をすみやかに、電気の供給を増加し、もってわが国産業の発展に寄与することを目的として制定されましたが、その後同法の運用の結果若干の修正を要すべき点が見受けられるに至りましたので、ここにこの改正法案を提出いたしましたのであります。

次にこの法案の内容につきまして、簡単にその概略を御説明申し上げます。

改正案の第一点は、第六条の改正でございます。現行法第六条は、公共事業と電源開発とが密接な関係がある場合においては、国または地方公共団体は、電源開発を行行者に対して公共事業の施行を委託することができ、その場合の費用負担については政令で定める旨の規定でございますが、国または地方公共団体が電源開発を行行者から電源開発の施行の委託を受けることが適当な場合も多いのでございまして、その場合におきましても従来の政令に従って費用の負担をすることが妥当と考えますので、その旨の改正をいたしたいと考えております。

第二点は、電源開発に伴う増加利益の調整に關する規定の追加でございます。公益事業者である電気事業者が電

源開発を行う場合におきましては、乏しいわが国の発電水力の最も有効な利用を確保できまうように他の発電所に与える影響をも考え合せて有効な開発を行うことは、国家的要請であると言わなければなりません。従いまして、電気事業者がこの要請に応じてダムや貯水池などを設置または改良いたしました場合にはその河川の流量が調整され、他の電気事業者の発電所が大きな利益を受けることとなります。このような場合におきましては、利益を受ける電気事業者は、その発電所における利益の増加を見込んで構築したダム等の工事費の一部を負担させるものとするところは、電源開発の促進に資するにとともに公平の理念からも、きわめて適切な措置と考えられます。それゆゑ、本改正案におきましては、第六条の次に一カ条を追加いたしまして、電気事業者は、発電水力の有効利用に資する他の電気事業者のダム等の工事により著しい利益を受けるときは、その受ける利益に應じその受益の限度において、そのダム等の工事費の一部を負担させるものとし、負担の額等は、当事者の協議により定めることにいたしました。

第三点は、電源開発株式会社の社債に対する政府保証の規定の追加でございます。同会社は、昭和三十一年度におきまして、約四百四十億円の資金を要しますが、うち約七十億円を社債の発行によつてまかなう必要がございます。このような事情に対応いたしまして、

て、本法案におきましては、同会社の社債の消化を容易にするにとともに発行条件をできるだけ有利にするため、第二十七条を改正いたしまして、同会社の社債に対して政府が保証できることといたしました。

その他電源開発株式会社の監督規定に關しまして、主務官庁を通商産業大臣と改めたこと、通商産業大臣が大蔵省所管事項に關係する事項について認可をするに當り大蔵大臣に協議すべき旨の規定を加えたこと、その他字句の修正を行なつたこと等でございます。以上が法案の概要でございますが、慎重御審議の上すみやかに可決あらんことを切に希望いたします。

○委員長(三輪貞治君) 本法案についての質疑は次回にいたしたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(三輪貞治君) 御異議ないようでありますから、さう決定をいたします。

ちよつと速記をやめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(三輪貞治君) 速記をつけて次にお諮りしたいことがございます。工業用水法案につきまして建設委員会から連合審査会の開会の申し入れがございました。本法案につきまして連合審査会を開会することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(三輪貞治君) 御異議ないと

認めます。よつてさよう決定いたしました。
なお、日時等は両委員長で協議の上決定することいたします。

○委員長(三輪貞治君) 次に日程に追加いたしました地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、繊維製品検査所の出張所の設置に関し承認を求めるとの件を議題といたします。まず政府の提案理由の説明を求めます。
○政府委員(小室恒夫君) ただいま議題になりました神戸繊維製品検査所高野口出張所設置に関する提案理由の説明をいたします。本件は、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、繊維製品検査所の出張所設置について、国会の御承認をお願いするものであります。

○委員長(三輪貞治君) 次に機械工業振興臨時措置法案を議題といたします。本法案につきましても、詳細なる逐条的補足説明を終了いたしております。御質疑のある方は順次御発言をお願いいたします。
○海野三朗君 この機械工業振興臨時措置法案について二、三お伺いしたいと思つておりますが、この機械工業といつてもピンからキリまであるんですが、どの程度に抑えられるつもりでありますか。
○政府委員(鈴木義雄君) この法律の適用を受けず機械工業につきましては、第二条で「機械工業審議会の意見をきいて、機械器具又はその部品のうち、特に性能若しくは品質を改善し、又は生産費を低下させる必要があるもの」といふふうになつておりました。これは政令で定めることになつております。大体提案の説明で申し上げました通り、主として機械工業のうち、特

製品検査所高野口出張所を設置しようとするものであります。
なお、この設置につきましては、人員並びに経費の増加を必要としないのであります。現行予算の範囲内で検査の能率的運営をはかり、品質の改善と海外における声価の向上に資するものでもありますから、よろしく御審議の上御承認をお願いいたします。
○委員長(三輪貞治君) 本法案の質疑は次回にいたしたいと思います。御異議ございませんか。
〔異議なしと稱ふ者あり〕
○委員長(三輪貞治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

に立ちおくれしております基礎的部門及び部品部門というふうなものを政令で業種ごとに規定しよう、こつういうふうに考へております。
○海野三朗君 そうしますと、次から次と考へられてくる新しい部門もそれに含まれるような政令を出しになるお考えでありますか。
○政府委員(鈴木義雄君) ただいま申し上げました通り基礎部門及び部品部門でございます。具体的に今予想しております業種を申し上げますと、適用対象業種は主として次のようなものを考へております。金型、ダイカスト、粉末冶金、強靱鋼鉄、齒車、ネジ、精密工具、工作機械、ミシン部品、時計部品、双眼鏡部品、自動車部品、抵抗器、コンデンサー、測定器、試験器、電気接器、電動工具、ベアリング、こつういうふうなものを一応予想しております。

○海野三朗君 この臨時措置法案をおやりになつてかえつてある制限を加えるといふふうなおそれはないんですか。
○政府委員(鈴木義雄君) この前御質問があつたかと思つておりますが、御質問の趣旨は設備の制限というふうなものはなかつたかと思つております。この法案では設備の規制と、設備の新設、増設というふうなものについては規定しております。せん。
○海野三朗君 この予算措置はどうか。こつうにおやりになるお考えでありますか。
○政府委員(鈴木義雄君) 御質問は資金の面かと存じますが、法律の第五条で、政府は、機械工業の合理化のために設備の設置に必要な資金の確保に努

めると、こつう書いてあります。これによりまして大体提案の御説明でも申し上げました通り、初年度、三十一年度は開銀の特別融資としてワクを十五億とつております。これに対して、これも大体提案で説明したと存じますが、低利の長期の担保条件も非常に有利な条件によつてこの資金融通をする、こつういうふうな取り運びになつております。これを大体設備の近代化等に利用するわけでございます。
○海野三朗君 それくらいではなはだ少い。全部門にわたつて考へますと、十五億くらいは金はまだ焼石に水よりふりにお考えですか。
○政府委員(鈴木義雄君) これは当初の計画といたしましては基礎部門、部品部門で一応百億の資金を得ましてこれを三カ年でやろうといふので今年度二十億ないし三十億といふことで計画をいたしましたのであります。いろいろ予算の関係等もあつて一応十五億にしたと、こつういふふうになつております。従つてわかれわれとして本年、本年のみならず、来年、再来年もこつういつた資金を確保してさらにやつていきたい、こつういふふうに考へております。

○海野三朗君 今局長のお話、百億といふお話がございましたが、私ももつともだと思つておりますが、十五億くらいではほんとうに焼石に水くらいなこと……それはやらないよりはやつた方がいいと思つております。やらぬよりはやつた方がいいのだけれども、こんなことでは私はどうかと思つております。そつういふことに対してはもう少し通産当局も予算の編成に當つては一大決心を持つていかなければならぬ。こつうと私は思つておりますが、今年度はこの程度のワクで最大限に活用できるお考えですか、これではほんとうにわづかであつて、焼石に水くらいなものじゃないか、こつう思つております。そつう考へてみますと、こつうばかりのお金を出すならば、この機械工業全体に対して出すくらいであるならばこんな法案を、ぎようぎよういふことも要らないのじゃないかといふくらいにさへも考へるのであります。通産当局の御決意をもう一ぺん私何つておきたい。
○政府委員(鈴木義雄君) この十五億はあるいは三年間の計画にいたしました。百億は先ほど御質問ございました。大体基礎部門、部品部門で指定された業種に対しての資金でございます。このほか機械工業全体といたしましては、このほか開銀の一般的な資金もございまして、また中小企業では中小金庫の直接貸しといふふうな制度もございまして、またそのほか一般市中銀行といふふうな、長期銀行といふふうなものもございまして、これを全体でできるだけ活用してやつていきたい。今御質問の十五億は指定された政令で定めず業種に対してのみのごとでございます。その指定された業種につきましては、これは相当な額である、こつういふふうにわれわれは考へております。

○海野三朗君 そこで中小企業金融公庫、そつういふ方面の融資についてはどういふふうな方法で各企業に配分するか、その方法なり基準なりを伺いたいと思つております。
○政府委員(鈴木義雄君) 今の御質問

の点でございますが、機械関係は、御質問は中小企業関係でございますけれども、大体従来から開銀の一般の資金としまして、大体年々十億程度の資金を出してあります。本年度もまた相当の額をわれわれとしては要求するつもりでおります。このほかにも今回認められました基礎産業部門及び部品部門に對して特別の融資十五億円というものが加わるわけでございます。さらにそのほかにも中小企業金融公庫の直接貸し、こういうふうなものがございまして、そこでこの特別融資につきましても、この法律に基づきまして審議会によって全体の計画を組み、これにより各企業に必要な設備の近代化の資金を開銀に依頼するわけでございますが、中小企業関係は中小企業の直接貸しが中小企業金融公庫から出るわけでございます。これに對しましては、機械工業として今後たとえ輸出に寄与するものと、あるいは合理化に寄与するものと、か、あるいは合理的な観点からどうにか、こういうふうな観点からどうにか、業種というふうなもの基準はわれわれから中小企業庁に要求いたしました。それをさらにその方針を流して、それによつて設備の融資等を行なつてもらうようにしたいと、こういうふうに考えております。

○海野三朗君 その際小企業者に不当な差別をつけるというふうなことがないかというのを私は懸念することが一つ、通産当局ではよくおわかりになつていないので、今日までの実績を見ると補助金なんていろいろ出していらっしゃるけれども、皆横流れして、昨日新聞で報道してある通りであります。そういう点についてはどういふふうなお考えを持っていますか。

○政府委員(鈴木義雄君) 開銀の特別融資、あるいは中小企業への直接貸し、それぞれその目的によつての資金でございます。これらの運用について特に中小企業をどう区別するというようなことはなく、大体考え方としてはどういふふうなものが輸出に寄与するであろうか、あるいは合理化に寄与するであろうか、こういう方針で業種を選び、指示を与えていきたい、こういうふうに考えております。

○西川弥平治君 ちよつとおそく参りましたのであるいは海野委員の質問と重複するところがあるかもしれませんが、そのときはお許しを願えると思いますが、大体この機械工業振興臨時措置法案というの法律は、私は最初に期待をいたしておりました。に比して、まことにどうも何と申しますか期待が大き過ぎた関係か、実際問題として張り合ひ抜けたしたような感じが実は私しております。

最初は、このいわゆる事業団構想でいつおつたと私は考えておるのであります。それがどういふふうな理由でだんだんと小さくなった。その理由はどこにあるのか伺いたいと思つております。

○政府委員(鈴木義雄君) 御指摘の通り、当初の通産省の考え方は、事業団というふうなものを作りまして、これによつて機械を貸与する、すなわち貸して行く、そうしてそれによつて急速に機械工業の振興をはかる、そういう構想で先ほど説明しておりました三千万で百億というふうな計画を立てたわけでございます。しかしながら、これは予算の最後の段階におきまして、まあいろいろ新しくいろいろふうな基準的なものを作るのは果して妥当であるかどうかというふうな議論、あるいはいろいろ金融ベースの方がいいのではないかと議論から、とにかく開発銀行の特別な融資という形で行つてみたい、こういうふうになつて、その結果どういふ方法をとつたのであります。しかしながらこの開発銀行の特別な融資の考え方に、相当事業団の貸与ベースも、十年償還、金利は六分程度というふうな思想をできるだけ取り入れて、担保等につきましても特別な措置をとる、こういうふうなこと、まずこれで発足して、できるだけ考えてやってみようというふうなことでございまして、それが計画でございます。

○西川弥平治君 そこでですね、機械工業審議会というものを作りまして、この機械工業審議会にまあよつて特定機械工業とか、あるいは特定機械というものを指定いたしました。一つの基準を多分作り出すのではないかと私は考えておるのであります。それはもちろん国内の需要は、輸出の面等をおろろろ勘案いたしました。広範囲にお考えをなさるものだらうと私は

考えておるのであります。まあ審議会はまだできておらないことはおらないうのでしようが、一体審議会をどんな構想で一つお作りになるのであります。か、その審議会の構想を一つ伺わせていただきたいと思つております。

○政府委員(鈴木義雄君) 審議会は、法律ができてから審議会を作ることでありまして、審議会は法律に規定しております通り二十五人、そして機械工業に学識経験のある者というふうなもので組織する。それは広くそういう方面、あるいはいろいろ技術的のこの方面の知識、経験があるとか、そういうふうな方、それと官庁というふうな、官庁関係の職員、そういうふうなものを定めておりにしております。

○西川弥平治君 私は最初五十人か六十人というふうな大数の審議委員を作るような話をあつと聞いたことがありますが、それは今度ははずつと縮小して二十五人という少数になつたのですか。

○政府委員(鈴木義雄君) 間違えたかもしれません。人数は五十人以上でございます。

○海野三朗君 今のについて関連して、今まで通産省がこのやつておつたこととは特許の問題にいたしました。補助金を出すのにいろいろ審議もしておられたやうであります。つぼに當つていない、今までは、それでそれを横流ししてその金を使つたり、またその名目は非常によろしいけれども、研究そのものになつていない場合を私は今日まで多々見ておるのであります。

○政府委員(鈴木義雄君) 補助金に對

する御質問でございますが、従来、通産省では鉱工業技術試験補助というのがございます。また私の方では工業機械試作補助費というのがございます。これにつきまして、工業技術院の方で主として関係しておりますので、従来大体民間から申請がございます。それを十分工業技術院及び各原局と申しますか、機械でございますら重工業局というふうなもの関係の技術者が集まりまして、審査し、それをさらに上の方で十分審査をして内容をきめることになっております。大体さうなことで申請を受け付け、それを十分関係の技術者が、場合によりましては民間の意見等も聞きまして、十分審査して決定するといふふうにしております。

○海野三朗君 もう一つ。そのあなたがおういふふうにおやりになつてゐるということが、その表面上は工業技術院のだけれど、こゝだと言われるけれども、そこに一流の学者、一流の技術者が加わらなければならぬといふのに、工業技術院だけで運ばうと思つておられてはいけないと思つて。そこを私は言つておる。なぜかと申しますと、在来の通産省のあり方は、特許局にいたしまして、技術者といふものを使用人として使つていくやうにお考へになつておるから、ろくな者は集まつておりません。どなたの新しい仕事を世界的に名をなしたところの偉い人がおられますか。私はその点に對して考へると、今日までの通産行政のあり方といふものはまるであつてないといふと、世界的に名をなしているよ

わられたいと思つておる。御質問の点は、この研究者とか技術者を使うやうなお考へであるからして、昨日も新聞にたくさん出ましたように補助金の割当が実にいいものであつて、それが正しく使われていない。そして研究の実績が上つていない。そして研究の実際には、ほんとうに、要点に、そこをばらばらと適合するようにやるためには、どうしても人材を集めなければならぬのじゃないかといふことを私は申し上げたい。そつと、今日までの特許庁なりにおつては、あるいは特許庁なりにおつては、あるいはきそのものをそれでいいとお考へになつておるのかどうか。私はその根本についてもう一度あなたにはつきり御所見を承つたい、こゝういふふうにお考へておるのであります。

○政府委員(鈴木義雄君) 御質問の点が、どうも特許と工業技術院の問題だと存じましたので、重工業局長の私からお答へするのはどうかと、こゝ感じはならぬ。ただ、御指摘のやうな点、いろいろわれわれとしても今後考へなくてはならない点がある。それから説明が十分でございます。それが、やはりこゝういふ補助金とか、こゝういふふうな問題のセレクションをする場合には、もちろん役所ばかりではなしに、たとえば機械で申しますと、機械試験上のことがよくわかつておる方々、場合によりましては、やはり民間の技術の關係、あるいは会社の關係の方から問題によりまして、広く意見を徴してやつて参ることになつております。しかし、御指摘の通り、今後とも

われわれとしてはますますそつと、こゝういふ点は十分注意して、補助金を交付します場合に、一番いいものが選ばれますよ。日本、今後の機械工業の振興、あるいは技術の振興に役立つやうに、できるだけいいものができるやうに、最高のもので研究の補助金を交付するやうにして参りたい、こゝう考へております。

○西川弥平治君 機械工業審議会のことにつきまして伺いたのであります。今審議委員は五十名以内といふやうなお話がございましたが、私は特定機械、それから特定機械工業として指定されるものは、品種としては二十数品種にわたるものを指定されるやうに私は聞いておるのであります。たとえば、工作機械とか、あるいはミシン工業会といふやうな、いろいろな部門においては、こゝういふ会があるものと思つておるが、この審議委員を選定いたしますのは、学識経験者といふことはもちろんでありまして、こゝういふ指定になります部門のいわゆる民間団体等に相談をかけるといふことも、まあいたしまして、こゝういふ審議委員をおきめになるやうなお考へでありまして、こゝういふものには全然關係なく、通産省が一本で学識経験者として御選定になるのであります。こゝういふ御承つたいと思つておる。

の他合理化のため必要な設備の設置に
関する事項」それから三に「くず化、
転用その他の方法により処理すべき設
備の種類、処理の方法その他合理化の
ため必要な設備の処理に関する事項」
それから四号として、「そのほか生産
技術の向上、能率の増進その他合理化
に関する重要事項」こういうふうにな
つております。そこで、具体的にそ
の例として申し上げますと、たとえば
歯車の例を取りますと、合理化の目標
につきましては、これもここで申し上げ
るのは事例でございまして、具体的に
にどうやるかというところは全部審議會
で定めるわけでございますが、たとえ
て申し上げますと、歯車の場合、合理化
の目標として、歯車の精度をどこまで
もつていくか、現在一般の水準が七
級、またはDINという規格がござい
ますが、DINで七級、あるいは十
一級程度であるというものを、これ
を大体四級から七級まで引き上げて
そして新しい品種のいろいろな歯車
の製造を考えている。それから生産費
については、大いに設備近代化をやつ
て、歯車一般としては、コストをたと
えば二〇％ないし二五％程度引き下げ
るといふふうな目標、それから第二の
設置すべき設備としては、歯車の例を
申し上げますれば、歯切盤とかあるいは
は研磨仕上げ機械とか、あるいは試験
機械とか、測定機械とか、そういうふ
うなもの、どんなふうな性能のものを
設備すればいいかということもきめる
わけでございます。それから新しく設
備が備えられた場合に、古い機械をど
う処理するか、これをさらにより中小
の企業にあつては、これをもつて
いくのか、あるいは完全にスクラップ

化してしまふのか、そういうふうな方
針をきめて。それからその他の第四
に書いてあります事項をいたしまして
は、規格統一を具体的にやる、あるいは
専門生産をどういふふうにするか、
分野協定によつてどんなふうに進
めるか、こういうふうなことを大体き
めるといふことが合理化の目標と考
える。

○西川弥平治君 ただいまの基本計画
のアウトラインを伺つてみますときに
おきまして、私は機械工業審議會とい
うものにもまことに重大性を私は痛感
いたしておる。しかも広範なる部門に
向つてこれを特定機械として指定をさ
れることになりまして、この審議會の
構成をいたします委員の人数、それ
から人数その他については私かなり
突つ込んでもう少し御検討を願わなけ
ればならない問題があると思つので
す。たとえて申し上げますならば、こ
今お話がありましたから申し上げます
るが、歯車一つをとつて見ましても、
歯車の問題を検討した場合におきま
して、かなり大きな問題になるのです。
これは私は多少機械のことを知つてお
るからそういうことを申し上げるので
すが、歯車一つをとつてみてもかなり
の重大問題、それに対して審議委員の
一人や二人でこんな問題を決定する問
題ではございません。少くとも衆知を
集めて決定しなければならぬ問題だ
と思つます。そうなりますと、審議會は
非常に重大性を帯びて来るのであり
ます。そういう点を十分にお考えを
願いたいと思つますし、私はまだも
少しいろいろ質問したい事柄があるの
であります。特に共同行為の実施に
関する問題等、具体的に一つ聞いてみた

い問題があるのでございますが、ほか
の方がまだ御質問もあると思つます
し、それから今日の私は日程から考
えてみましても、ほかの問題を早く上
げてしまわなければならぬのがあるの
じゃないかと存じておりますので、私
はもう少し質問したいことを保留いた
しまして、私は今日は質問を打ち切
たいと思つます。

○海野三朗君 政務次官に私お伺い
したいのでございますが、昨日の新
聞を見ますと通商産業省から発明奨
励金を出すと、何とかいろいろ補助金
を出して、そこ十分使われぬで横流
しをしたり、また金を出しておつても
ほど効果の上つていないというよう
なのがずいぶんたくさん載つておるよ
うであります。そういうことは一体
奈辺から出て来るものでありましょ
うか、それを政務次官にお伺いたし
たい。

○政府委員(川野芳清君) ただいま御
指摘のように補助金を交付したところ
が、途中でその事業をやめたり、ある
いはまた数年間にわたつて貸与いたし
ました機械をまだその支払金が済まな
いうちに売り飛ばした、こういうよう
な事件がございまして、まことに相済
まないかと考えております。しかし通産
当局といたしましてはそういうものに
対しましては、できるだけ一つ金を取
り返す、こういう方法で今その手段
を講じておるわけでありまして、ある
程度は実は取り返した個所もござい
ますが、ここに数字の持ち合せがご
ざいまして、御要望がございましてな
らば後日その数字は提出いたしたい
と考へます。

○海野三朗君 私が伺いたしまし
た要点は何ゆゑそういうことが起つて
来るのであるかという、その根本をい
かようにお考えになつておるかとい
うことを私はお伺いしたい。なぜこ
ういふ現象が起つて来るのであるか
という……。

○政府委員(川野芳清君) 補助金を出
す場合等におきましては、この事業等
の実態をよく把握いたしまして、それ
で補助金を出す、こういうことが適
当かと考へるのであります。旅費その他
の關係のために実態をきわめずして補
助金を従来出した個所がある、こ
ういふ点等から実はまことに相済ま
ないことになつた次第でございする
が、今はこういう問題については地方
局もその責任者としていたしまして、
少くとも実態を検討した上に今後
補助金を出す、こういうことに先般
各地方局を集めた際におきましても
指示申し上げた次第でありまして、こ
ういふ点から今後そういうことのない
ように今後いたしたいと考へておる
次第であります。

○海野三朗君 私がそれを今申し上げ
て、いろいろお伺いしたいと思つ
たのは、なぜそういうふうになるかと
申しますと、つまりその選定の仕方が
得ないものである。選定する方の
頭が大体ないのです。それは何であ
るかという、そこに相当の偉い技術
者なり、あるいは学者なりが関与して
いない。それでありますから、でき
のよきところをばたつとこややくが
張られない。それがなぜそうである
かと申しますと、私は通産当局にか
ねこういふことを申しておるのであ
りますが、その人を得ていない。技術者

に相当の人を得ていないと思つのであ
りますが、そこは半職経験者を呼んで
聞くというふうには、まあ先ほど重工業
局長も言つておられますけれども、私
はそこが一番根本じゃないかと思つわ
けです。たとへばこの機械工業にして
も、この歯車の問題にいたしまして
も、この歯車の問題にいたしまして
も、そういう方面のオソリティは日本
にたくさんいるのです。ところが通産
当局がその人を得ていない。これに
係する場合には、なぜそういうふう
になつてくるかと申しますと、私はも
う少し深く掘り下げて考へていただ
ければならないのじゃないか。つまり
選定の仕方を誤つたからこういうこ
とになつたのだと思つのであります
が、政務次官はいかようにお考へ
なつていらつしやいますか。

○政府委員(齋藤三三君) そういう事
業等を選びます場合には、もちろん研
究の仕方の足らなかつた点も実はあ
つたりかとも考へる次第であります。
しかし先ほど申しましたように、実
際問題として、補助金を出す場合
に、その輸出をするようなことにな
つた場合には補助金を渡す、こういう
ことにはよかつたと思つのであり
ますが、書類審査だけで実際は今ま
でやつておつた、こういうふうな欠
点等がございまして、ただいま申し
ましたように、まことに相済まないこ
とも起つたのであります。今後は十二
分に書類上の審査だけでなく、実際
的に審査いたしまして御期待に沿
たい、
こういふふうにお考へております。

○海野三朗君 私はそういうふうなこ
とがないようにするためには、どう
しても一流の技術者なり、相応の偉い
学者をこれに参加せしめて、果してその

工場においてその研究が軌道に乗って
おるやいなやということを見きわめた
上においてなされなければならぬの
ではないか、こういふように考えるの
であります。で、通産省におきまして
は特許庁もあり、あるいは工業技術院
もあり、学者も寄つておるのでありま
すが、これは悪口言ふようでありま
すが、これは悪口言ふようでありま
すけれども、とにかく事務官と技術官と
の待遇が、通産省では断然違ふん
で、それでありまして技術方面
の偉い人間は足元の明るいうちに皆逃
げてしまいますよ。人物が寄つていな
い。言つてみれば技術者のくずばかり
寄つておる。そのくずが工業技術院な
ら技術院という肩書、通産省なら通産
省という肩書でもつてそういうことを
やるからいけないのであつて、そこに
ほんとうに偉いところの技術者を集め
なければならぬ。それには何である
かという、根本は待遇が悪いからで
ある。事務官と技術官との待遇がはな
はだしく違つておるのであります。こ
れがその根本をなしておると私は考
えるのであります。政務次官はいかよ
うにお考えになつていらつしやいま
しうか。その根本を直していただか
なければならぬ。そうでなければ、
幾らこういふことをやつても金をつぎ
込むだけであつて、実績が上らぬこと
になる。幾らかは上るであらうましょ
うけれども、間違ひがたぐさんあつ
て、そうして昨日の新聞の報ずるよう
な欠陥がひんびんと出てくるのであ
る。その根本は何であるかと申しま
す。いろいろ技術者を優遇してない
から、ろくな者が寄つていない。くず
ばかり寄つておる、そのくずがやるん
だからだめなんです。私はそういうふ

うに見るのであります。これは世間の
一流の学者の評判を聞いておるん
で、からこういふことを申し上げるの
であります。この点については次官は
いかうにお考えになつていらつしや
いませうか。

○政府委員(齋藤三三) 技術官の地
位の問題、さらに優遇の問題等につ
きましては、海野委員から、たびたび御
注意を承つたのでございませうので、
その点を十二分にくみまして、将来
討いたしてみたいと、こういふふう
に考へておる次第であります。

○委員長(三輪貞治君) 速記をやめて
下さい。

○委員長(三輪貞治君) 速記を始めて
下さい。

輸出保険法の一部を改正する法律案
の討論に入ります。御意見のある方は
賛否を明らかにしてお述べを願いま
す。

○上林忠次君 輸出振興、また最近盛
んにいわれておりますブランド輸出、
日本の海外経済活動に対する大きな
政府の、あるいは法律の援助が要する
というふうな現在におきまして、これ
までの輸出振興法を新しく改正して、日
本の海外経済進出に役立てよう、これ
を強力に振興していこうというふうな
改正法案が出ておりますが、私はこの
法案の改正の趣旨には大いに賛成する
ものであります。しかしながら私の会
派、緑風会の意見として、は、どう
しても一部政府の案を訂正していただ
きたいというのがあります。修正の
案を持って参つております。これを今
提示いたしましたして、皆様の御検討を
いただきたいと考へるのであります。

その修正案を朗読いたします。
輸出保険法の一部を改正する法
律案に対する修正案
輸出保険法の一部を改正する法律
案の一部を次のように修正する。
第五章の次に一章を加える規定の
うち第十四条の三第一項中「百分の
五十」を「百分の六十」に改める。
附則中「昭和三十一年四月一日」
を「公布の日」に改める。

最近の国際取引におきましては、輸
出貿易のほかに、東南アジア、中南米
等の諸国に対する投資の競争が激し
く、これらの地域に対する投資は、投
資による直接的な収益のほかに、ブ
ラント輸出の増大、新たな輸出市場の開
拓、維持、良質安価な原材料の継続的
確保等、わが国の経済にとって有利な
点が多く、今後一そうこれを促進する
ことが望ましいのであります。これら
の経済進出について不測の事故が發生
した場合に、その損失をカバーするこ
とによつて、進んで海外投資のできる
ような制度を創設しようとするに
かしながらその損失の填補率につしま
しては、事故発生事由がきわめて厳格
であり、その上填補額の算出方法を見
ますと、投資額が時価のいすれか低
い方を最高限度とし、これからすべ
い方を配当額、補償額等すべてに
受け取つた配当額、補償額とみなし、さらに
除した残額を損失額とみなし、さらに
これの五の〇を保険金として支払うわ
けであります。その配当額が一定額よ
り少い場合でもその一定額を控除する
ことになつていて、極力財政負担を避

けるような規制をしてるのでありま
す。かかる状況では原案の五〇では
保険としてあまりに低過ぎ、本邦人
の海外投資意欲を阻害することになり
はしないかということが懸念されるの
であります。すでに現在われわれの特
来発展すべき海外市場は、ソ連、ドイ
ツ等の進出、そのほかの諸国の貿易立
国あるいは工業立国、これを主として
国の方針としております諸国の経済進
出に對しまして、これでは日本はと
ういふ競争できないのじゃないか、か
ような心配があるのであります。しか
しながら一方不測の財政負担といふこと
も考慮に入れます。世界にも例のな
いような新しい本制度を初めて実施す
る際でもありますので、まず百分の六
十で出発するのが妥当ではなからうか
と考へるのであります。なお施行日を
改めましたのは、四月一日からの施行
はすでに困難な段階になっております
ので、公布の日から改めた次第であ
ります。

以上御審議を願ひまして、この修正
案に對して皆さん方の御賛同をいた
だくことを熱望いたします。

○海野三朗君 私は社会党を代表いた
しまして、いささか二、三の所見を述べ
て、まずやむを得ずこれに賛意を表す
るものであります。私は百分の六十とい
うのははなはだ少な過ぎる、これはも
とよけいになければならぬと思つ
るのであります。しかし現段階におい
てはまず百分の六十に、最大限こま
まです。昨年度のアメリカが中共に對して
の輸出、それは戦前の二倍半にもな
つておるし、イギリスは戦前の倍近くに

なつておるし、中共に入れる品物が、ド
イツは約倍になつておる。フランス
でさえも倍になつておるのに、わが
日本が中共に出すところのものは戦前
に比べてその半分によやく到達して
おるのであります。この現状を思
いますと、まことに私は寒心にたえな
いのであつて、もつともつこの輸出
保険法のこの率を高めていくべきもの
であると思へるのであります。やむ
を得ず修正案に出ました百分の六十に
賛意を表しまして、私は賛成の意を表
明いたします。

○高橋衛君 私は自由党を代表いた
しまして、ただいま議題になつており
ます輸出保険法の一部を改正する法律案
に對して賛成の意を表するものであり
ます。並びに先ほど上林委員から勸諭
として提出されました修正案に對して
賛成するものであります。本法の改正
は、たとへば技術の提供またはこれに
伴う労働の提供等を保険の対象とした
しまして、海外における建設業の請負
等がこの保険の対象となり得るよう
にしたいこと並びに海外にも例のな
いところの海外投資保険の制度を創設
せんとする点であります。しこうし
て、この海外投資保険の創設に關連し
て、填補すべき危険の割合を百分の五
十と一応政府案においては規定して
おられるのであります。この百分の五
十とせられた理由は、過去の實情に
おいて判明したところにより、ま
つた前例がないものであること、またこの
危険の發生の有無が普通の輸出保険の
場合におきましては、短期間に判
明いたしましたして結末がつくのであり
ますが、投資保険の場合においては、相

つた前例がないものであること、またこの
危険の發生の有無が普通の輸出保険の
場合におきましては、短期間に判
明いたしましたして結末がつくのであり
ますが、投資保険の場合においては、相

当長い将来においても発生する種類のものである、並びにその危険の程度の測定について確実な資料が得られない、いわば推定に基づくところの腰だめのものなのであるというよりな点から、とりあえず百分の五十をもって開始をしようというのでありまして、われわれにもその理由は理解できるのであります、がいやしくも保険と申します以上は、百分の五十の増補率というものはいかにも低い。輸出振興を目的とする本法の趣旨を達成の上から申しまして十分ではないと考えられますので、前述の百分の五十とせられました理由も十分勘案しまして、これを百分の六十に引き上げることが適当であるというふうに認める次第でございます。

次にただいま可決せられました修正部分を除いた原案全部を問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(三輪貞治君) 全会一致でございます。よって本案は全会一致をもって修正すべきものと決定いたしました。

なお本会議における口頭報告の内容、議長に提出する報告書の作成、その他自後の手続につきましては慣例によりこれを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(三輪貞治君) 御異議ないと認めます。よってさよう決定いたしました。

報告書には多数意見者の署名を附することになっておりますから、本案を可とされた方の御署名を願います。

多数意見者署名

- | | |
|-------|-------|
| 西川弥平治 | 白川 一雄 |
| 上原 正吉 | 大谷 賢雄 |
| 高橋 衛 | 西田 隆男 |
| 深水 六郎 | 吉田 萬次 |
| 梶野 三朗 | 小松 正雄 |
| 上林 忠次 | |

○委員長(三輪貞治君) 次に計量法の一部を改正する法律案を議題といたします。

最初に、提案理由はこの前聞いたんですが、補足的に重工業局長より御説明願いたいと思っております。

○政府委員(鈴木義雄君) それでは提案の説明を補足いたしました。主要な条項につきまして御説明させていただきます。

この計量法の一部を改正する法律案でございますが、

第一は、第二十三条の改正であります。これは生産工程の調整用及び學術研究用に使用され、取引証明に用いられていない計量器につきまして、計量器メーカーがアフターサービスとしてこの修理を自由に行うことができるようにするものであります。

現行法では計量器メーカーが工場外で製造または修理を行う場合はその旨をあらかじめ都道府県知事に届け出なければならぬことになっております。

この趣旨は製造または修理の責任者を取締り官庁が把握して、無責任な製造または修理の行われること及び検定を受けないでその計量器が取引等に使用されることを防止しようとするものであります。企業合理化のために使用される自動制御用の計量器等についてはその調整修理を自由にする必要があり、また取引に使用されることもないで製造メーカーがアフターサービスとして修理をする場合は届出を必要としないようにするものであります。

第二は、はかりの販売事業者が付帯事業として機構の簡単なはかりについて簡易な修理をすることができるようになるものであります。第五十四条の二の追加がこれでありまして、現行法では修理の事業は修理事業の許可を受けた者がだけが行うことができる建前になっておりますが、棒はかりの取組、皿ひも、つりかぎ、おもり糸の取りかえのような簡易な修理は基準器と検査設備を備えればはかりの販売事業者でも十分行うことができるものであります。また棒はかりは山村僻地でも多数使

用されているため現在の修理事業者の数とその地域的分布状況から見て修理の万全を期することが困難でありますので、はかりの販売事業者にもこの程度の修理の権限を与えようとするものであります。

第三は、第七十二条の改正であります。この規定は取引や証明を行う場合計量器で正しくはかることを規制する規定であります。

現行法では右の点につきまして長さとか質量とかいうものを政令で定めましてたとは質量により取引する場合すべて政令で定める誤差をこえないように計量する義務を課しているわけでありまして、この誤差を量目の公差と及びそれに伴う取引の標準も種々ございまして、全商品について同一の誤差を定めることは矛盾を生じ、また一商品ごとに異なった誤差を定める場合には全商品を網羅することは技術的に困難でございます。

従ってこの規定を改正いたしまして政令で誤差を定める必要のある商品を規定しまして、その商品について取引上の誤差を定め、そのほかについては第二項で正確にはかるように努めなければならぬ旨を規定することにいたしましたわけでありまして、政令で定める商品につきましてはまず国民生活に關係の深い商品から規定し、順次これを追加していくと、こういふ方針であります。

なお、これに関連いたしました第七十五條及び第七十六條を改めておりますが正味量表記商品及び品質表記商品につきまして第七十二条と同様の趣旨から政令で定める商品についてのみ誤差を定めることとし、それ以外の商品

はすべて正確にはかるように努めなければならぬと改めるものであります。

第四は、第七十三条の改正であります。これは現行法では第四章第四節に容量検査の規定がございまして、酒とかしょうゆ等のびんに容量を示す目盛を入れましてこれを都道府県知事が検査し、その検査に合格したびんには容量検査証印を押し、その証印の入ったびんに酒等を目盛まで満たして販売するときは計量器で計量する義務を免除しているわけでありまして、

しかしながらこの制度につきましてはびんに目盛をつけること、びんを一本一本検査すること並びにこれに証印を付することのいずれにつきましても、著しい手数を要し、特に数量の多いこと、ガラスに加工することが困難であること等の問題で実施が著しく困難でありますので今回の改正はこれを実施可能なように改めるものであります。新しい規定では酒、ビール、しょうゆ、牛乳等大量に取引されております商品を政令で定めまして、その商品をあとで御説明いたします通商産業大臣の指定を受けて社内検査に合格し、その旨の表示をつけた容器に通商産業省令で定められた高さまで満たした場合は計量器で一々計量しなくてもよいというふうなことにいたしましたのであります。

次に第五の点でございますが、第五は、第百四十九條および第百五十條の定期検査にかかわる検査の制度の改正であります。計量法は取引等の計量に用いられております計量器につきましては、現在、市の区域におきましては毎年一回、郡部におきましては三年に一回都道府県や特定の市の長が行いま

す。

はすべて正確にはかるように努めなければならぬと改めるものであります。

第四は、第七十三条の改正であります。これは現行法では第四章第四節に容量検査の規定がございまして、酒とかしょうゆ等のびんに容量を示す目盛を入れましてこれを都道府県知事が検査し、その検査に合格したびんには容量検査証印を押し、その証印の入ったびんに酒等を目盛まで満たして販売するときは計量器で計量する義務を免除しているわけでありまして、

しかしながらこの制度につきましてはびんに目盛をつけること、びんを一本一本検査すること並びにこれに証印を付することのいずれにつきましても、著しい手数を要し、特に数量の多いこと、ガラスに加工することが困難であること等の問題で実施が著しく困難でありますので今回の改正はこれを実施可能なように改めるものであります。新しい規定では酒、ビール、しょうゆ、牛乳等大量に取引されております商品を政令で定めまして、その商品をあとで御説明いたします通商産業大臣の指定を受けて社内検査に合格し、その旨の表示をつけた容器に通商産業省令で定められた高さまで満たした場合は計量器で一々計量しなくてもよいというふうなことにいたしましたのであります。

次に第五の点でございますが、第五は、第百四十九條および第百五十條の定期検査にかかわる検査の制度の改正であります。計量法は取引等の計量に用いられております計量器につきましては、現在、市の区域におきましては毎年一回、郡部におきましては三年に一回都道府県や特定の市の長が行いま

す。

はすべて正確にはかるように努めなければならぬと改めるものであります。

第四は、第七十三条の改正であります。これは現行法では第四章第四節に容量検査の規定がございまして、酒とかしょうゆ等のびんに容量を示す目盛を入れましてこれを都道府県知事が検査し、その検査に合格したびんには容量検査証印を押し、その証印の入ったびんに酒等を目盛まで満たして販売するときは計量器で計量する義務を免除しているわけでありまして、

しかしながらこの制度につきましてはびんに目盛をつけること、びんを一本一本検査すること並びにこれに証印を付することのいずれにつきましても、著しい手数を要し、特に数量の多いこと、ガラスに加工することが困難であること等の問題で実施が著しく困難でありますので今回の改正はこれを実施可能なように改めるものであります。新しい規定では酒、ビール、しょうゆ、牛乳等大量に取引されております商品を政令で定めまして、その商品をあとで御説明いたします通商産業大臣の指定を受けて社内検査に合格し、その旨の表示をつけた容器に通商産業省令で定められた高さまで満たした場合は計量器で一々計量しなくてもよいというふうなことにいたしましたのであります。

次に第五の点でございますが、第五は、第百四十九條および第百五十條の定期検査にかかわる検査の制度の改正であります。計量法は取引等の計量に用いられております計量器につきましては、現在、市の区域におきましては毎年一回、郡部におきましては三年に一回都道府県や特定の市の長が行いま

す。

はすべて正確にはかるように努めなければならぬと改めるものであります。

第四は、第七十三条の改正であります。これは現行法では第四章第四節に容量検査の規定がございまして、酒とかしょうゆ等のびんに容量を示す目盛を入れましてこれを都道府県知事が検査し、その検査に合格したびんには容量検査証印を押し、その証印の入ったびんに酒等を目盛まで満たして販売するときは計量器で計量する義務を免除しているわけでありまして、

しかしながらこの制度につきましてはびんに目盛をつけること、びんを一本一本検査すること並びにこれに証印を付することのいずれにつきましても、著しい手数を要し、特に数量の多いこと、ガラスに加工することが困難であること等の問題で実施が著しく困難でありますので今回の改正はこれを実施可能なように改めるものであります。新しい規定では酒、ビール、しょうゆ、牛乳等大量に取引されております商品を政令で定めまして、その商品をあとで御説明いたします通商産業大臣の指定を受けて社内検査に合格し、その旨の表示をつけた容器に通商産業省令で定められた高さまで満たした場合は計量器で一々計量しなくてもよいというふうなことにいたしましたのであります。

次に第五の点でございますが、第五は、第百四十九條および第百五十條の定期検査にかかわる検査の制度の改正であります。計量法は取引等の計量に用いられております計量器につきましては、現在、市の区域におきましては毎年一回、郡部におきましては三年に一回都道府県や特定の市の長が行いま

す。

はすべて正確にはかるように努めなければならぬと改めるものであります。

第四は、第七十三条の改正であります。これは現行法では第四章第四節に容量検査の規定がございまして、酒とかしょうゆ等のびんに容量を示す目盛を入れましてこれを都道府県知事が検査し、その検査に合格したびんには容量検査証印を押し、その証印の入ったびんに酒等を目盛まで満たして販売するときは計量器で計量する義務を免除しているわけでありまして、

しかしながらこの制度につきましてはびんに目盛をつけること、びんを一本一本検査すること並びにこれに証印を付することのいずれにつきましても、著しい手数を要し、特に数量の多いこと、ガラスに加工することが困難であること等の問題で実施が著しく困難でありますので今回の改正はこれを実施可能なように改めるものであります。新しい規定では酒、ビール、しょうゆ、牛乳等大量に取引されております商品を政令で定めまして、その商品をあとで御説明いたします通商産業大臣の指定を受けて社内検査に合格し、その旨の表示をつけた容器に通商産業省令で定められた高さまで満たした場合は計量器で一々計量しなくてもよいというふうなことにいたしましたのであります。

次に第五の点でございますが、第五は、第百四十九條および第百五十條の定期検査にかかわる検査の制度の改正であります。計量法は取引等の計量に用いられております計量器につきましては、現在、市の区域におきましては毎年一回、郡部におきましては三年に一回都道府県や特定の市の長が行いま

す。

はすべて正確にはかるように努めなければならぬと改めるものであります。

第四は、第七十三条の改正であります。これは現行法では第四章第四節に容量検査の規定がございまして、酒とかしょうゆ等のびんに容量を示す目盛を入れましてこれを都道府県知事が検査し、その検査に合格したびんには容量検査証印を押し、その証印の入ったびんに酒等を目盛まで満たして販売するときは計量器で計量する義務を免除しているわけでありまして、

しかしながらこの制度につきましてはびんに目盛をつけること、びんを一本一本検査すること並びにこれに証印を付することのいずれにつきましても、著しい手数を要し、特に数量の多いこと、ガラスに加工することが困難であること等の問題で実施が著しく困難でありますので今回の改正はこれを実施可能なように改めるものであります。新しい規定では酒、ビール、しょうゆ、牛乳等大量に取引されております商品を政令で定めまして、その商品をあとで御説明いたします通商産業大臣の指定を受けて社内検査に合格し、その旨の表示をつけた容器に通商産業省令で定められた高さまで満たした場合は計量器で一々計量しなくてもよいというふうなことにいたしましたのであります。

次に第五の点でございますが、第五は、第百四十九條および第百五十條の定期検査にかかわる検査の制度の改正であります。計量法は取引等の計量に用いられております計量器につきましては、現在、市の区域におきましては毎年一回、郡部におきましては三年に一回都道府県や特定の市の長が行いま

す。

はすべて正確にはかるように努めなければならぬと改めるものであります。

第四は、第七十三条の改正であります。これは現行法では第四章第四節に容量検査の規定がございまして、酒とかしょうゆ等のびんに容量を示す目盛を入れましてこれを都道府県知事が検査し、その検査に合格したびんには容量検査証印を押し、その証印の入ったびんに酒等を目盛まで満たして販売するときは計量器で計量する義務を免除しているわけでありまして、

しかしながらこの制度につきましてはびんに目盛をつけること、びんを一本一本検査すること並びにこれに証印を付することのいずれにつきましても、著しい手数を要し、特に数量の多いこと、ガラスに加工することが困難であること等の問題で実施が著しく困難でありますので今回の改正はこれを実施可能なように改めるものであります。新しい規定では酒、ビール、しょうゆ、牛乳等大量に取引されております商品を政令で定めまして、その商品をあとで御説明いたします通商産業大臣の指定を受けて社内検査に合格し、その旨の表示をつけた容器に通商産業省令で定められた高さまで満たした場合は計量器で一々計量しなくてもよいというふうなことにいたしましたのであります。

次に第五の点でございますが、第五は、第百四十九條および第百五十條の定期検査にかかわる検査の制度の改正であります。計量法は取引等の計量に用いられております計量器につきましては、現在、市の区域におきましては毎年一回、郡部におきましては三年に一回都道府県や特定の市の長が行いま

す。

はすべて正確にはかるように努めなければならぬと改めるものであります。

第四は、第七十三条の改正であります。これは現行法では第四章第四節に容量検査の規定がございまして、酒とかしょうゆ等のびんに容量を示す目盛を入れましてこれを都道府県知事が検査し、その検査に合格したびんには容量検査証印を押し、その証印の入ったびんに酒等を目盛まで満たして販売するときは計量器で計量する義務を免除しているわけでありまして、

しかしながらこの制度につきましてはびんに目盛をつけること、びんを一本一本検査すること並びにこれに証印を付することのいずれにつきましても、著しい手数を要し、特に数量の多いこと、ガラスに加工することが困難であること等の問題で実施が著しく困難でありますので今回の改正はこれを実施可能なように改めるものであります。新しい規定では酒、ビール、しょうゆ、牛乳等大量に取引されております商品を政令で定めまして、その商品をあとで御説明いたします通商産業大臣の指定を受けて社内検査に合格し、その旨の表示をつけた容器に通商産業省令で定められた高さまで満たした場合は計量器で一々計量しなくてもよいというふうなことにいたしましたのであります。

次に第五の点でございますが、第五は、第百四十九條および第百五十條の定期検査にかかわる検査の制度の改正であります。計量法は取引等の計量に用いられております計量器につきましては、現在、市の区域におきましては毎年一回、郡部におきましては三年に一回都道府県や特定の市の長が行いま

す。

す定期検査を受けるよう義務つけてお
りませんが、この都道府県知事等が定期
検査を行います一定の期日に、病氣や
旅行のようによむを得ない理由により
ましてその期日に定期検査を受けられ
ないようなときには、現在の規定で
は、事前に都道府県や特定の市にある
検査所または検査所に参りまして検査
を受ければその年の定期検査は免除し
てやるというようになっておりますが、
その定期検査の当日急病になった
というような場合は、事前に検査を受
けておくこともできないので、この
際、あらかじめ検査を受けておくとい
う規定の仕方ではなく、その当日まで
知事または市長に届け出た場合とい
う規定に改めまして、

さらに、届出のあった場合は、知事
等が受検者の都合を勘案いたしましたし
て、あらかじめ届出があった日から
一カ月をこえない範囲内で検査を受け
に来る日を指定いたしますとともに、
その検査の場所も検査所や検査所に限
定せず、隣り町で定期検査をやってお
ります場合は、その場所を指定するよ
う、受検者の便宜も考えて弾力的に知
事なり市長が定めることができるよう
に改めております。

第六は、第百五十四条、すなわち立
入検査の規定であります。現在の規
定では立入権限は知事と特定市町村長
にのみしか与えられておらず、計量
器製造事業者、それにこのたび新しく
設けられる容器製造事業者等は通商産
業大臣が許可または指定をいたした
のにかかわらず、許可または指定後に
いという事情でありますので、この際
通商産業大臣にも立入検査の権限を認

めるとともに、先ほども触れました特
殊容器等にも立入検査の対象を広げよ
うとするのが、この改正の趣旨であり
ます。

第七は、第七十三条の改正のところ
で申し上げました特殊容器の製造事業
場の指定制度であります。

まず第百八十一条の二の指定を受け
ることが出来る者についてであります
が、それは、酒、しょうゆ等ガラスび
んに入れて大量に販売されている商品
を属するもの、それをこの法律では
特殊容器といっておりますが、その特
殊容器の製造事業者ということになっ
ておりました。指定を受ける際の要件
として、第百八十一条の四に規
定してある通り少くとも特殊容器を
検査するための一定の基準器や検査設
備を備えること、さらに、製造設備が
一定の技術基準に適合することが必要
であります。また、指定を受けた事業者
は、その特殊容器について、第百八十
一条の五に基づき、あらかじめ通商産
業大臣に届けておいた製造管理規程に
従って、自己検査をし、その特殊容
器が一定の型式に属し、その器差が一
定の容量公差をこえないことを確か
め、これに合格したびんだけに合格印
を付することができるようにし、その際
には、そのびんの容量及び製造事業
者の記号をも併記しなければならな
いこととしております。さらに、第百八
十一条の七におきまして、不合格びん
には合格印またはこれと類似の表示を
して譲渡をすることを禁止してお
りますとともに指定事業者以外の者が
製造しました特殊容器にも合格印を付
することを禁じてあります。

なお、第百八十一条の九の規定は、
この特殊容器の製造が国民消費者一般
に大きな利害關係をもたらす点にかん
がみ、一年ごとぐらゐにその工場の実
態を把握する必要があるもので有効
期間は一年としております。

そのほかいろいろ規定がございます
が、第百二十六条の改正は、量目公差
の規定、容量検査、特殊容器製造事業
場制度の改廃に伴う計量行政審議会の
諮問事項の変更でございます。

そのほかいろいろ条文を整理した点
もございします。
なおこの法律は公布の日から三カ月
以内に政令で定める日から施行いたし
たいと考えております。
大体以上の点を補足して御説明申し
上げます。

○海野三朗君 この計量法の一部を改
正する法律案の要点は、一々そこまで
持つて行かずにその業者が修繕もなし
で得るといふことになさるのであります
か。要点はどこにあるのですか、簡単
に率直に申し上げます。

○政府委員(鈴木義雄君) 簡単に
ちよつと申し上げたいのでございま
すが、たとえば初めのアフターサービ
スの問題でありますれば、修繕の問題
でありますれば、非常に便利に、修繕
を自由にするというふうな点でござい
ます。

それからあとの第二番目のはかりの
修理の問題も、販売業者がはかりの修
理ができるようにこれも便宜を考えて
おります。
それから第三の七十三條の改正、そ
れからこれは従来非常に厳格に法律で
きまつて、政令で一々指定しなければ
ならないというもので、全商品にわ

たつて指定しなければならぬ關係
で、これが実際上動かすことがむずか
しかったわけでございします。それを政
令で商品を限定しまして、それにつ
いてきめていくということにして実効を
上げるような目的で改正しようとする
ものでございします。

それから第四番目の先ほどから申し
上げておりました特殊容器製造業者を
指定していき、それによって一定の型
式のびんについてやっていく。この問
題もやはり従来法律で規定してありま
したところの、実際問題として実行上
むずかしい点がございますので、こ
れを実行できるようにしよう、こうい
うふうに直そうという点から改正しよ
うというふうな問題であります。大体
まあそういう点から全部出発してお
る次第でございします。

○海野三朗君 ちよつと伺います
が、台ばかりはプラス、マイナス何
でも許容されておりますか。台ばかり
です、プラス、マイナス何%ぐらい
までは許可されておりますか。エキザ
クトに目盛りというものはきちんとい
かないことは御承知の通りでありま
す。そこでプラス、マイナス何%まで
許せる範囲となっておりますか。

○政府委員(鈴木義雄君) 台ばかりで
はかる問題についてはどの程度の公差が
あるか、こういう問題でございしま
した。これは実は先ほど申し上げまし
たように全商品について入れなければな
らない問題が、全商品についてきまり
ませんので、今度の政令によりまして、
たとえば塩はどうか、ふりにはか
か、あるいは米はどうか、ふりにはか
か、あるいはいろいろな問題で商品を指
定していつて、それによつておのおの

はかる公差をきめていく、こうい
うわけであります。今度の改正によつ
て商品を指定していつて、それによつ
て公差をきめていきたい、こうい
うにしたい、こう考えております。
○海野三朗君 今まではどうか、ふり
になつておつたのでございしまし
ょうか。プラス、マイナス何%まで、公差
の範囲はどの程度まで許されてお
りましたのですか。

○政府委員(鈴木義雄君) 従来はその
点がきまつておらなかったものであり
ます。ですから実際は商人にゆだねられ
ていた、こういふふうにお考えいた
されたらいいと思ひます。それを今度
法律で具体的に商品の指定をして、そ
れによつてはかる公差をきめようとい
うことになるわけであります。

○海野三朗君 そういたしますと、今
までは至つてぼんやりしておつたとい
うわけでございしますね。
○政府委員(鈴木義雄君) 政令で全商
品について公差をきめなければなら
ない、こういふふうになつておりました
ので、全商品同時にきめなければなら
ないことになりましたので、具体的に一
つ一つをピク・アップしていくわけ
にはいかなかつた。そこで今度政令で
きめる商品についてというので、今度
は一つ一つ実行できるといふので、今
度は指定していき、こういふこと
からこの改正をしたい、こういふこと
になつたわけでありました。

○海野三朗君 金、白金など、貴金
属などはありますか、それは、正
確にはかつておりましたが、そのほかの
ものになりまして、何と相違がわ
ちやな、何と申しますか正確にいつ
ていない。プラス、マイナス大分ズレが

あるよりして、今までのやつは非常にもうろうとしたあり方のよりに私は思いますが、そういう点について今度は商品名に従ってその公差をはつきりきめよう、こういろいろお考えなんでしょうか。

○政府委員(鈴木義雄君) さようでございます。ただ全部については参りませんので、たとえば先ほど説明いたしました通り、まず国民生活に関係深い商品から始めてきめていこう、いろいろわけがあります。そのきめ方は、政令で指定されない商品につきましては、別に第二項で正確にはかるような義務を課する、こういうふうになつております。

○西川弥平治君 ちよつとその筋が違つかもありませんが、計量に関係あるわけでありまして、伺っておきたいと思つておるのではない、たとえば工場内において、材料切断をいたすときに、工場の作業工程上、目方をはかるとか、あるいは寸法をとるとかいろいろのために計量器をかなり使つておるのであります。ところがそれはまあちよつと往々にして狂いやすいのでございませぬ。實際問題として、従つてまあ狂つたのを知らないで使つておられるけれども、それが何ら商品の売買等には関連がないところに使つておられるので、差しつかえないものとわれわれは考へておつたのであります。この計量器の検査が一年に一回ずつ都市においてはございます。そのときにそれを見つけて、これはどうもけしからんといいうわけ直ちに廃棄を命ぜられるというふうな事例がたくさんあるのではありません。確かに狂つておることは狂つ

ておるのでありますけれども、それを製造工程のまん中にそいつをちゃんとつけておくにはすされるなんという、非常に製造上に迷惑を及ぼされることがあるのですが、これはどういふものですか、そういうふうには厳密に計量器を扱わなければならぬものですか、どうなんでしょうか、その点は。

○政府委員(鈴木義雄君) 計量法によりまして、先ほど申し上げておりましたように、定期検査をいたしまして、それが目的に達しないというところは、やはり計量法は厳格に実行してありますので、その点はまあやむを得ないのではないかと、こう考えます。ただその程度以上にいろいろことが實際上行われていくというところは、この点はよく調べてみなければわかりませんが、建前から考へればやむを得ないことではないかと考へておられます。

○西川弥平治君 そうしてその場合に罰金をとられるのです。罰金を課せられる。實際何ら一般の最後の売買のところに使つておるものが狂つておるのに、お前の使つておるものが狂つておるから罰金をとるといふような事例、それからかなり極端にしかられるので、すね。まあ罰金は免除してくれるが、以後気をつけろというので、かなりきつくしかられると同時に、その余波が計量器の何かか、また、ものさしの何かか、そういう経費がかかるのときに、そういうところへ寄付を命ぜられることがある。これは事実問題であります。どうもそういう点についておることは悪いかもしれませんが、ちよつと行き過ぎのようない感じがしま

すが、あれは大体県が管理するので、国が管理するのですか、そういう問題は……

○政府委員(鈴木義雄君) ただいまお話の点、もちろん計量法の施行は十分厳格にやらなければなりません。しかしながら公平に、間違ひなく、的確にやつて参らなければならぬことは確かであります。従いましてそういうふうな、万が一それ以上のいろいろのことをやつた場合には、十分われわれの方としても取り締つていきたい、こう考へておられます。

○海野三朗君 私はこの計量法の一部改正についてちよつとお伺いしたいのですが、自動車メーターなんぞは、あれはいろいろにきめられておるのですか。あれはいろいろさわるというところにもなるのです。合ばかりなんぞいろいろになるのです。そこで私はそれに検査をしてしまつたならば、ちゃんと封印でもして、手を触れられないようにしていかなければいけないのじゃないかと私はこう思つておる。自動車のメーターですね、あれはちよつとさわるとうんぐん進みま

で来たのですが、べらぼうな料金をとられた。それはこのメーターが正しいのだと言つておるのです。ところがその間に、助手合に乗つていたやつが、ちよつと下の方をさわる、そうするとずんずん上つてくる。同様にあの台ばかりも少しかげんをしておくと正確にいかないのです。それでありまして、か、塩を売るといふ場合でも砂糖を売るといふ場合でも少しづつごまかしてやつていけば、そのごまかしたものは相当な量に上るので、そういう点

についてはどういふふうにお考えになつておられますか。台ばかりではごまかしができる。

○政府委員(鈴木義雄君) 今の計量器の取締りについては、結局取締りの問題だと思つておられます。できるだけ取締りをやつておられますが、これは人数とか、いろいろな点で問題がございしますので、十分にはできかねるという点もあるかと思つておられます。しかしながら今後とも十分そういう点について注意いたしたいと思つておられます。結局やはり年の検定の回数、取締りの人数、そういうような問題からくることで、努力いたしたいと思つておられます。なかなかむずかしい問題で、實際問題としては確かにお話を通り悪い人がいて、どうしてもそれをくぐるということになるとむずかしい問題が出てくるかと思つておられます。われわれもいたしまして、できるだけ取締りについては注意いたしておられます。

いろいろ取締りについて不正等を発見した件数もございまして、實際問題としてなかなか人数、予算、そういうふうな関係からむずかしい問題が出てくるというところは、これはさらにできるだけ注意したいと思つておられます。

○委員(三輪貞治君) 速記をとめて。
○委員(三輪貞治君) 速記を始めて。
○委員長(三輪貞治君) 速記を始め

に交えるというのはどういふふうなことで、

○政府委員(鈴木義雄君) その点は違つたのでございまして、私の御説明申し上げました点は、物をはかるときに正確にはかるということがあるわけでございます。それを正確にはかるのについて、どの程度まで正確にはかるべきか、どの程度まで正確にはかるべきか、パーセントとか〇・五パーセントとかいろいろあるわけでありまして、それを現在の法律によりまして、全商品について公差をきめなければならぬ、いろいろいふことになつておりました。全商品について、一律に五、六百の商品につき、それぞれ公差というものをラフにきめてもよければあるいは正確にきめなければならぬ、いろいろあるわけでありまして、それを全部きめられませぬので、政令が出ていないわけでありまして、それを今度は、たとえば日常生活に関係あります塩とかあるいはみそとか米とかいろいろございまして、そういうふうなものについて逐次はかるべきの公差をきめていこう、こういうふうな法律を改正して、それによつて政令を出そう、こういうふうなことでございまして。

○上林忠次君 それでは石炭とか塩とかああいうようなあるいは品物については、その精密を考へなくていいから、こういうふうなものはかりでいいのだ。貴重品になりますと、これはごまかい精密度のやつを使わなければいけないという、はかりを商品別に指定するわけですか。

○政府委員(鈴木義雄君) はかりを指定するのは、ございませぬ。はかりの誤差を指定する。公差と申します。

○海野三朗君 重工業局長にちよつと私もう一つお伺いしたい。自動車のメーターは、あれはどこで監督しておられますか。自動車のメーター……。

○政府委員(鈴木義雄君) 計量関係で監督しております。通産省の計量関係。

○海野三朗君 それならば私は通産省の方に強く要請したのであります。が、昨今市内で非常にこれがあつたのが出るほど取られる、運転手がこの間話してたんですから……それは下の方のメーターをゆすぶるんですよ、パイプのところを……そうしますとがたがた進むのです。私もその手を食つていゝんです。そういうふうなことがないようにならぬか一つ考えていただかなければならないのじゃないか。あなた方はお役所の自動車ばかりで飛んで歩かっしやるから、一度もそういうことにはおあいになったことはないでしょうけれども、私はときどきタクシーを雇う、ひどい目にあわされて、そのメーターのごまかしをやる、メーターにちやんと出ているじゃありませんか、こう言うのですね。そういうようなことは私は何とか通産省が徹重に取り締つていただきたいと思つてます。

○政府委員(鈴木義雄君) その点は運輸省とも相談いたしまして十分研究をいたしたいと思つてます。

○委員長(三輪貞治君) 速記をとめて。

○委員長(三輪貞治君) 速記をとめて。

○委員長(三輪貞治君) 速記をつけて。本法案についての質疑は本日はこの程度で終了したいと思つてますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(三輪貞治君) ではさよう決意いたします。

○委員長(三輪貞治君) 次に日本製鉄株式会社法廃止法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本法案については提案理由の説明は聞いておりますが、この際政府側より補足説明を聴取したいと思つてます。

○政府委員(徳永久次君) 日鉄廃止法につきましては、先般提案理由で経緯は申し上げましたわけでありまして、この前法律を二年間延長していただきまして、これに間に合わなかつた事情につきましては、提案理由でいささか申しあげない点がござつて、これを補足し申し上げます。実はお手元にお配り申し上げましたのであります。これについてごらんいただくと、その経緯がおわかりいただけるかと思つております。かいつまんで申し上げると、実は企業担保法を何とかして作りたいということで、前に通産省がそういうことを考えましたんです。企業担保法がなぜよろしいかと申しますと、現在の財団抵当制度と申しますものが非常に繁雑な手続と費用ばかりかかり、また抵当権の目的となりまして物件が限定されておつたりしてあります。ところが企業の担保力と言いますものは、単にその工場の物的資産ばかりではないわけでもありません。さらにその企業の経営力とか信用力とかいう広い意味のものも大きな要素をなしております。また物的な内容も実際にはしばしばこの内容の変更があるわけをござつて、現行制度によりまして、担保に組成し

ましたものがまたちよつと動きまゝと手続を受ける、一々現況を明らかにするやうな手続をとらなければならぬものやうな非常にめんどうくさいものであります。近代の進みまゝした近代工業と言いますか、大規模の企業体に対する担保制度としては適切を欠くという面がござつて、外国にはそれに相應する制度がイギリスではプロパティンクチャージという制度であり、フランスでは營業質という制度であり、アメリカにおきましてはプランケットモルゲージというやうな言葉で呼ばれておりますが、いわゆる一般担保制度といふものがあるわけをござつて、そういうものをまねたことを日本でもやりたいということが骨子であります。そのために実は法務省で二十九年でござつたんですが、これの一般的な法律が五十一年からなりました。実は法案がござつて、この法案の骨子といたしてあります。ところが諸外国の制度になつたものでござつて、その総財産をこの会社につきまして、その総財産をこの対象とする、そういういたしました。その担保の内容といたしましては、総財産と申すのは、将来にわたつて企業に属する有形無形の経済価値の一切が対象となるものであります。内容が變つても變つたものに効力を及ぼすということになつておりました。その手続は非常に簡単でござつて、この一般担保制度を設けておることが登記されておればよろしいということで、物品の一件々々について登録する必要はない、従つて變動があつた場合も一々書きかえる必要はないという仕組みのものでござつて、これが実はできまし

て広く各界の意見を聴取することになつたのです。物事が非常に画期的な法案でありましたために、また全然日本で新しい制度でありましたために、法務省はこのためにわざわざ法案を作り、法案解説書まで実は出しまして、それを各界に流しました。洗しまして、詳細にはこの中に書いてござつて、早ではないかという意見が出まして、それが産業界と金融界との調整が経団連でいろいろと相談をなされたわけをござつて、とうとう大きく調整がござつて、法務省が経団連にたのみました期間内に返事ができないといふまゝに至つております。実は通産省にも通産省としての意見を求められたわけでありまして、通産省も実は法務省の法案は大筋は非常にけっこうなものであります。若干行き過ぎではないかという面は意見を出しました。その金融機関が時期尚早と申しました意見の趣旨と言つては、法務省の原案によりまして、およそ株式会社はすべて企業担保法の対象になり得る、企業担保、一般担保が設定できる、それをどの会社に認めるか認めないかは金融機関が選択すればよろしいといふ建前に実はいたしてあるわけでありました。ところが金融機関から申しますと、まあ会社は御案内の通りピンからキリまでござつて、資本金二十億円の以上の会社もござつて、資本金の数にござつては、おそらく四、五十万くらい会社の数としてあるわけをござつて、まあ相当の会社にしましては金融界から見ました

場合には問題があるわけです。全部の会社が株式会社であれば一般担保制度が認められるという仕組みになることには、このまだ戦後十年たつたといへ企業経営者といふものが、信用力から見て、まだ問題のある時期なので困るのだ、それとやらはらになりますけれども、企業全体の信用力の弱い状況のもとで一般担保制度のように財産の中身、その企業を持つておられます。得るといふやうな仕組みといふものは、物騒だ、不安だといふやうな御意見が出ましたわけでありまして、私もその点につきましては通産省としましては、その趣旨の感覚は私もある程度理解がいくわけでありまして、通産省も実は法務省に対しては、実にいい制度でござつて、やらなければならぬ制度ではあるのだけれども、戦後の今の状況から考えれば漸進主義で考えて適用範囲といふものをしほつて考えるという意見は、実は出されたやうな次第であつたのです。まあそれをどういふ方の方をしますか、技術的には若干問題があるかと存じますが、資本金のたとへば二十億以上の会社といふか、あるいは十億以上の会社とか、まあ金融機関がその程度の大きさの会社であれば、その企業の設備そのものを担保にとらなければ安心して金は貸せないという感覚ではなしに、その企業の全体の経営力、全体の力といふかといふものを相手に金を貸すという経営者に対する信頼感とかいふやうなものから見て、間違ひなしにやれるという範囲にとどめる、それをずつと下の、限界線は別としてしまつてかりに下の

一〇

方を考えてみますとまあ差しさわりがあるかもしれませんが、かりに一千万円の会社について考えますれば、金融機関のセンスから見た場合に、一千万円の会社でも、金融機関として物的担保をとりたくても金が貸せる、あの経営者であり、あの経営ぶりであり、あのその企業の生産の品物の信用力、技術力等から見てというケースもありましよう。が、しかし物的担保をとらなければ物騒だという企業もあるということはお想像いただけるのであります。その場合金融機関の立場から申しますと、同じ大きさの外見上一千万円なら一千万円という会社につきまして、Aには認めた、Bには認めないということが、金融機関の立場でやり得るはずだとは言いがたこれはなかなか実際問題として新しい制度を認められると新しく特権が認められたがごとき印象を与えて差別待遇をしたようにとられるというよりなことからいさかねる場合があるというよりなそういう観測も出ております。それが一口に言いますと時期尚早であるということであり、その間何らかの調節ができればまたそこにおのずから意見も変わるといふ余地もあろうかと思われたい。原案はその辺がおおそ株式会社であれば全部認めるというよりな案でありました。さようなことで実は昨年夏ごろまでには関係各界の意見も出て、この国会にはこの法案が出せるかなあと思っておりましたのが、そういう事情で経団連、産業界との調整も行われたようでもございますけれども、うまくまとまらなせいで、その結果この国会に間に合わなかつたという経過をたどっております。まあ私もこの

問題につきまして金融界のこういう制度が非常にけつこうな制度であるというところは原則論的には異議がないわけですが、日本の現状に照らし、原案ではいささか時期尚早であるということをごいいます。今後行うのにどうい修正をいたしますか、その調整の余地もあろうかと思ひますし、また世の中も御承知の通り昨年の秋以降金融情勢等も急速に変化、転回しつつあるという情勢もありますので、この状況等にかんがみまして、金融界産業界等の調整も若干の時間の経過の途次における世の中の移り変りの過程によりまして、おのずから解決し、また原案をある程度修正するといひますか、大筋を生かしながらこれを考える場合にどういふ考えをとつていつたらいかにという妥協のつけ方もありますが、そういう問題等において何らかの解決をはかりまして、百パーセント欲ばらないでいきますならば、この法案を私どもは成立させ得るし、成立させることが日本の産業金融を円滑にする大筋だと実は考えておるわけでありたい。この結に書いてございしますが、実は私どもこの法案が法務省で相当案の作成が進捗していることを承認しているもので、すから、あれだけ進んでいるならば、二年のひまさえいただければ簡単に法案が国会に提出され、通り、施行されるというふうな考えをしておりますので、このようにな事情によりまして、この法案が若干えんこしてあるというよりな、原案通りとはいひれない、また多少世の中の変化も現われているというよりな状況に相なつておられます。さうな結果をいたしましてこの法案がで

きますれば、提案理由等で御説明申し上げておきますように、当然に八幡富士は企業担保法の適用を受ける会社となつてこれは何らの御異議がなからうと思ひます。私も八幡富士が適用を受けるばかりでなしに、日本の相当の産業がこの制度の適用を受けて、今まで無用な手間ばかり、金ばかりがかつておる日本の担保制度の不備というものを補つて、産業金融の円滑に資したいというのが私どもの念願でありますので、問題の見直しを私どもも誤りまして、二年間としましたことは私どもの不明のいたすところでございますが、しかし問題の性質にかんがみましても、またできる可能性があるものと考えますので、しこうしてその要件が金融情勢なり経済情勢の変化と若干のからみ合う点もございしますので、あと一年したら大丈夫です、二年したら大丈夫ですというふうな切りますことはいささか当を得ないというふうに考えまして、と申しまして五年も十年も先にしかこの法案はできないという性質のものとは私は考えていないわけでありたいけれども、そこらの感じからこの前のときに二年間と申したので、今度の法案では当分の間というふうな書きまされた趣旨はさうな趣旨からきております。以上でございます。

この辺の企業担保法案をめぐる問題点、うまくいませなかつた事情、内容、問題の性質というよりなこの資料をお読みいただきますれば御了解いただけるかと思ひます。提案理由でいささか説明の不十分を申しますか、筋だけを申し上げました、具体的な経緯等の説明が足らなかつた点があつたかと存じます、補足の意味で資料を作りました次第でございます。よろしくお願ひいたします。

○海野三朗君 私はこの前にこの法案のときにその事情は重々わかつてもつともだと思つてはいたのであります。が、そういたしましたその企業担保をやつてもいい会社がたくさんほかにあります。で、それがありますのにそれをやつていないのでありますから、ここにどういふふうに政府当局は言い開きをなさるか、当分の間といへば、これはまあ永久にそうなのであるということになる。そうなるならば、他の民間会社の方でたくさんあるわけです。住友だつてあり、日本鋼管だつてあり、そういう方面に対してはどういふ言い開きをなさるお考えですか。

○政府委員(永永久次君) 現在実は一般担保制度というものは現行法によりましては実は特別法で認められておる会社が幾つかあります。電力会社というの一般担保権を持つております。日本航空も持つております。石油資源開発も持つております。帝都高速度交通営団というものも持つております。これはまあその特別法でそういう一般担保権を設定することができるといふふうにはなつております。これは実は条文ではなつた一カ条でありまして、法律的にも非常に不十分でございます。そこで法務省あるいは通産省といたしましては、この制度はこういふ特別法で今度申しております会社だけでなしに、もう少し広く適用させたいのだというの私どもの希望なわけでございます。そのために法律がございませぬから、新しい法律の道を開かなければならぬ、それが企業担保法を作るといふことなんです。企業担保法ができましたら、今あげましたような会社以外のものにも適用できるようにいたします。ところが八幡富士、富士につきましたは旧日鉄法によりまして従来そういうことができるようになっておりましたが、それがもう少し延ばしてもらつておられます間はできます。結局担保法ができませんから今これができるようになるので、今これからはずされませぬと非常に不便な、また実際の産業界の情勢に合わない。今金融機関も、富士八幡については延ばすことに全然異議はございませぬ。むしろそれをやめれば社債権者等の利益、保護に若干遺憾な点が生ずるといふことになるといふふうな言つております。一般担保制度で貸すことに少しも問題はございませぬと申すことを言つておられます。それをわざわざ財団を成立させまして無用な手続をさせるというのをしておいて、そう遠くない間に企業の担保法ができたなら、またもとへ戻すというのでは結局むだをするだけである。損をする人はあつてもだれも得をする人がないというよりなことをするのはつまらんことではないでしようかというよりなことで、企業担保法ができる。そのうちでこのことでもございませぬので、それまでの間従来持つておつた一般担保制度というものができるようにしはばく延ばしていただかせませぬでしようかというのが趣旨なのでございませぬ。

○海野三朗君 まだ私質問があります
が、あと保留しておきます。

○委員長(三輪貞治君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(三輪貞治君) 速記をつけて下さい。

本案についての質疑は本日はこの程度で終了し、残余は次回に行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(三輪貞治君) それではさよう決定いたします。

本日の委員会はこれをもって散会いたします。

午後四時七分散会

三月二十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、余剰農産物見返円の中小企業導入に関する請願(第九六六号)

一、中小企業等協同組合法第九条改正に関する請願(第九六七号)

第九六六号 昭和三十一年三月十五日受理

余剰農産物見返円の中小企業導入に関する請願

請願者 岡山市石岡町三三岡山
県商工信用組合長 星
島義兵衛

紹介議員 加藤 武徳君

余剰農産物の輸入による見返円の積立はすでに巨額に達し、その活用についてはほとんど大企業向けの貸付が多く農林関係等の資金の流用に偏しているが、見返円の今日の蓄積は全国民の平等な利用消費の結果であり、その還元融資も広く全般に及ぼすことが必要であるから、この見返円を中小企業振興

のため中小企業専門の金融機関を通じて貸し付けられたいとの請願。

第九六七号 昭和三十一年三月十五日受理

中小企業等協同組合法第九条改正に関する請願

請願者 岡山市石岡町三三岡山
県商工信用組合長 星
島義兵衛外二名

紹介議員 加藤 武徳君

中小企業者が経営の合理化を図るため、その組織を法人化する動きは顕著であるが、信用組合(総数四百組合)と取引のある中小企業者が法人になる場合、わざわざ他の金融機関に口座を設けなければならないようでは、信用組合育成の障害となるから、さきに相互銀行、信用金庫がそれぞれ単独法の改正でこのような不備を補足した例にならつて、中小企業等協同組合法第九条の八第二項に出資株金払込み証明等を認める条文を加えられたいとの請願。

三月二十九日予備審査のため本委員会に左の案件を付託された。

一、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、繊維製品検査所の出張所の設置に関し承認を求めらるるの件

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、繊維製品検査所の出張所の設置に関し承認を求めらるるの件

通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)第二十二條第一項の規定に基づき、和歌山県伊都郡高野口町に新たに神戸繊維製品検査

所高野口出張所を設置することについて、地方自治法第五十六條第六項の規定により国会の承認を求めらる。